

監 査 公 表

令和4年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月15日

高知市監査委員 細川 哲也
 高知市監査委員 金子 努
 高知市監査委員 山根 堂宏
 高知市監査委員 浜口 卓也

令和4年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項	措置状況
<p>出納課 2 重点項目 (1) 現金等の取扱いについて 現金等の取扱いについては、次のとおり改善を要すべき事態が多数見受けられた。</p> <p>ア 収納金の払込みを遅延しているもの</p> <p>イ 現金出納簿・調定兼徴収簿の記載を適正にしていないもの</p> <p>ウ 未発行となった領収証書の処置を適正にしていないもの</p> <p>エ 行政財産の目的外使用料の徴収事務を適正にしていないもの</p> <p>オ 収納消込に関する事務手続を適正にしていないもの</p> <p>カ 前渡金の出納及び前渡金受払簿の作成を適正にしていないもの</p> <p> 会計規則に規定する現金等の取扱いは、単に現金出納事務の手順を示すだけでなく、現金の事故や紛失を防ぎ、不正から職員を守る抑止効果を持つものである。</p> <p> 現金等の取扱いについては、同規則等に定められた手続等に従い、適正に行われたい。</p>	<p>出納課 2 重点項目 (1) 現金等の取扱いについて 御指摘のありました現金等の取扱いについて、令和5年7月4日に実施した庶務・会計実務研修において会計規則等の規定に従い事務処理を行うよう周知徹底を図りました。</p> <p> 引き続き、研修等において適正な事務処理の周知徹底に努めます。</p>

指摘事項	措置状況
<p>出納課 3 特記事項 (2) 支出事務におけるリスク管理について 給付金の交付に係る支出事務において、委任状の確認を適正にしている事態が見受けられた。 本件給付金の受領委任に係る委任状については、委任者欄に委任者の印が押印されるべきところ、受任者の印が押印されていたにもかかわらず、これを十分確認することなく收受し、給付金を交付していたものである。 地方自治法第232条の5第1項において、普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができないとされており、債権者ではない者に支払った場合には、不当利得として支払先に返還を求める事態や、正当債権者に対する遅延損害金等が生じる事態も懸念される。 支出事務における委任状の確認については、公金の事故に繋がるリスクがあることを認識し、適正に実施されたい。</p>	<p>出納課 3 特記事項 (2) 支出事務におけるリスク管理について 御指摘のありました支出事務における委任状の確認については、債権者でない者に支払った場合の事態の重大さを含め、公金の事故につながるリスクについて令和5年7月4日に実施した庶務・会計実務研修において周知を図りました。 引き続き研修等により適正な事務処理の周知徹底に努めます。</p>
<p>子ども未来部保育幼稚園課 1 未発行となった領収証書の処置を適正にしていないもの 一時保育負担金の収納について、未発行となった領収証書関係のうち、無効の表示をした原符はあるものの、本来一緒に保管されるべき納入済通知書及び領収証書の所在が不明となっている事態が見受けられた。 会計規則第84条第1項によれば、誤記又は錯誤等により発することができなくなった領収証書は、みだりに棄却することなく、必ず無効の表示をしなければならないとされており、また、同条第2項によれば、未発行となった領収証書関係は、所属長の点検を受けなければならないとされている。</p>	<p>子ども未来部保育幼稚園課 1 未発行となった領収証書の処置を適正にしていないもの 「新財務会計システム移行後の令和5年度歳入事務について」を基に、保育園における現金出納事務のマニュアルを課内で作成し各園を訪問の上、各園の担当者とマニュアルに沿って事務処理の手順等を再確認いたしました。 今後、人事異動等により新たな出納員が引き継いだ際及び現金出納事務を行う際にはマニュアル等を用いて現金出納事務の処理手順や注意点を再確認しながら再発防止を徹底してまいります。</p>

指摘事項	措置状況
<p>このような事態が生じているのは、事後に誤記等の処置をしたことの確認ができなくなるだけでなく、最悪の場合、未記入の領収証書を悪用されるおそれもある。</p> <p>未発行となった領収証書については、同規則に基づき誤記等の処置を適正に行われたい。</p>	
<p>2 収納消込に関する事務手続を適正にしていないもの</p> <p>諸収入のうち市立保育所収入について、収納消込に関する事務手続を適正に行っていない事態が見受けられた。</p> <p>本件諸収入に係る収納消込は、納入日以降の日付で調定された調定書で消込みを行っていたが、本件調定書の誤りに気づき、財務システムから削除し、改めて適正な調定書を再発行したものの、収納消込を失念していたものである。</p> <p>会計規則第 40 条によれば、納入済通知書の送付を受けた収支命令者は、遅滞なく消込みを行い、その結果を収入金連絡票により会計管理者に通知しなければならないとされている。</p> <p>諸収入に係る収納消込については、同規則に基づき事務手続を適正に行われたい。</p>	<p>2 収納消込に関する事務手続を適正にしていないもの</p> <p>御指摘後、正しい調定日で消込処理を行いました。</p> <p>今後、新財務会計システムで調定処理を行う際は、「新財務会計システム移行後の令和 5 年度歳入事務について」を十分に確認し処理を行うとともに、相手方からの書面等を複数人で確認することで調定日の誤入力を防止し、謝金等の不定期かつ送金日が未確定の収入の場合は特に課内で情報を共有することで納入日の確認を確実にを行うよう改善いたしました。</p>
<p>3 物品の購入を適正にしていないもの</p> <p>小高坂保育園で使用する天井オート扇の購入に当たり、約 1 か月のうちに同様の規格の天井オート扇 4 台を物品管理者である課長の権限により同一業者から、4 契約合計 123,530 円で購入している事態が見受けられた。</p> <p>物品会計規則第 11 条及び第 13 条によれば、本庁内における物品購入予定額が 1 件 10 万円以上となる場合は、契約課において競争見積り等により契約を締結することとされている。</p>	<p>3 物品の購入を適正にしていないもの</p> <p>各園に対し文書で物品購入時の注意事項を周知しました。また、1 件で 10 万円を超える物品購入検討時（購入前）には、必ず各園から本課に連絡し購入内容を確認の上、購入手続を行うよう改善いたしました。</p>

指摘事項	措置状況
<p>物品の購入については、競争性を十分確保するなどして、適正に行われたい。</p>	
<p>こども未来部子ども家庭支援センター</p> <p>1 補助事業の執行が適切でないもの</p> <p>令和3年度支援対象児童見守り強化事業費補助金の事業の執行が適切でない事態が見受けられた。</p> <p>本件補助事業は、令和3年度を初年度とし、全額国庫補助金により、補助対象事業者である民間団体等が、支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供等を通じた子どもの見守り体制を強化するというものであり、実施要綱によれば、留意事項として、単に食事提供のみを行う場合等は事業の対象にならないとされている。</p> <p>本件補助対象事業者へ補助金が交付された令和3年6月から令和4年3月までの、人件費等を除く提供用食料費約515万円の執行状況についてみると、令和4年2月までの月平均は約21万円のところ、令和4年3月は約219万円購入し、支援対象児童等に配付したとしている。しかし、補助対象事業者が提出することとされている実績報告書等の様式は、具体的な支援記録等を記載する様式となっていなかったなどのため、補助対象事業者は具体的な支援記録を保管しておらず、配付状況等を確認することができなかった。</p> <p>本件補助事業は食事の提供等を通じた継続的な子どもの見守り体制を強化する事業であることから、各家庭の実情に応じて、適時かつ継続的な訪問、面談等を行うなど切れ目のない支援を行うことが、より効果的、効率的な予算の執行に資すると認められる。また、本件補助事業の事業効果を事後に検証し、今後の見守り体制の強化を促進するためにも、具体的な支援記録の管理は適切に行う必要がある。</p>	<p>こども未来部子ども家庭支援センター</p> <p>1 補助事業の執行が適切でないもの</p> <p>御指摘を受け、令和5年度から新たに支援記録を記載する様式を作成し、支援者等に対して説明を行いました。</p> <p>支援記録の様式は支援対象児童等の担当者が自ら支援内容を記載することとし、様式内には年間を通じて計画的な物品購入が行えるよう支援日を記載する項目を設けております。</p> <p>併せて、記載後の支援記録は記載者が補助対象事業者に直接提出するよう支援の報告体制を整備することで、補助対象事業者が具体的な支援記録を管理し、物品の配布状況等を確認できるよう改善いたしました。支援記録を記載する様式については、今後、支援者等及び補助対象事業者の意見を聴取し、より実践的な様式に改善していきたいと考えております。</p> <p>また、補助対象事業者が作成する実績報告書の様式をより詳細に記載できるよう見直し、実績報告書とあわせて支援者等から提出を受けた支援記録を提出するよう補助対象事業者に依頼し、毎月提出を受けております。</p> <p>なお、補助対象事業者から、令和5年度上半期の事業効果の検証及び一部の改善事例や令和6年度事業計画の提出を受け内容確認を行っており、より適切な事業の執行が行えるよう努めております。</p>

指摘事項	措置状況
<p>したがって、所管課では、実施要綱に定める事業目的の達成及び事業費の適切な執行等に努めるとともに、本件事業を実施する補助対象事業者に対しては、具体的な支援記録等を求めるなどして、事業効果の検証や適切な予算の算定を行うなど、より適切な事業の執行を行う必要がある。</p>	
<p>商工観光部観光企画課</p> <p>1 受領委任に係る委任状の確認を適正にしていないもの</p> <p>宿泊事業継続支援給付金の交付に当たり、受領委任に係る委任状の確認を適正にしていない事態が見受けられた。</p> <p>本件給付金の受領委任に係る委任状については、委任者欄に委任者の印が押印されるべきところ、受任者の印が押印されていたにもかかわらず、これを十分確認することなく收受し、給付金を交付していたものである。</p> <p>委任状は、受任者による手続等が委任者の意思に基づくものであることを証する書面であり、受領委任においては、正当債権者から受領行為の委任を受けていることを証する重要な書面である。</p> <p>受領委任に係る委任状については、記載事項等の確認を適正に行われたい。</p>	<p>商工観光部観光企画課</p> <p>1 受領委任に係る委任状の確認を適正にしていないもの</p> <p>当該給付金に係る委任状については、改めて委任者側の代表者印が押印された委任状の提出を受け、記載内容を確認した後、收受いたしました。</p> <p>本給付金事務に限らず、申請書類を確認する際には、複数人による確認を徹底し、適正な事務の執行に努めます。</p>
<p>2 公園施設設置許可における都市公園使用料の算定を適正にしていないもの</p> <p>桂浜公園における券売機の設置許可に当たり、使用料の算定を適正にしていない事態が見受けられた。</p> <p>本件施設の設置許可における使用料については、券売機本体に架台部を加えた面積を設置面積として算定すべきところ、券売機本体のみの面積を設置面積として算定したことから、使用料を過少に徴収しているものである。</p> <p>公園施設設置許可における都市公園使用料の算定については、都市公園条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>2 公園施設設置許可における都市公園使用料の算定を適正にしていないもの</p> <p>申請者から公園施設設置の許可事項変更申請書が提出されたため、申請内容を確認した上で、券売機本体に架台部を含めた面積を算定根拠とし、公園施設設置許可証の交付及び差額分の使用料の徴収を行いました。</p> <p>本業務に限らず、処理担当者及び決裁者とも関係法令の確認及び書類の十分な内容精査を徹底し、適正に事務を執行いたします。</p>

指摘事項	措置状況
<p>農林水産部耕地課</p> <p>1 交付金の審査を適正にしていないもの</p> <p>令和3年度農道及び用排水路維持管理事業交付金について、交付金の審査を適正にしていない事態が見受けられた。</p> <p>本件事業は、市が所有又は機能管理する農道や用排水路の適切な維持管理等を目的に、交付対象者である各地区の土木委員会等の団体が地域住民の協力のもと実施した草刈りや用排水路の清掃等の実績に対して交付金を交付するものであり、交付金額の算定に当たっては、同交付金交付要綱に基づき対象作業や路面の状況等により定められた交付単価を用いなければならないとされている。</p> <p>本件事業について抽出して監査したところ、未舗装路としている農道が実際は舗装路である事態が多数見受けられたもので、現況と異なる誤った交付単価を適用したことから結果的に交付金額の算定が過大となっているものである。</p> <p>このような事態が生じているのは、所管課における交付に係る審査の際に作業実施路線の現況を十分に確認していなかったことや、団体等へ申請手続の説明が十分でなかったことなどによると認められた。</p> <p>交付金の審査については、適正に行われたい。</p>	<p>農林水産部耕地課</p> <p>1 交付金の審査を適正にしていないもの</p> <p>本件事業実施路線のうち、市が未舗装路線として認定している全ての路線を調査した結果、97路線が舗装路線であることが判明いたしました。</p> <p>調査結果を受け、令和5年2月9日に高知市土木委員連合会臨時役員会を開催し、市が認定している路線種別と現況の相違により交付金額の算定が過大となる事態が発生したこと及び過払いとなった交付金の返還について説明を行い、対象地区については返還を依頼しております。</p> <p>なお、令和5年3月に高知市農道及び用排水路維持管理事業事務取扱要領を制定し、各地区から田役実施報告書が提出された際に市側及び地区側の双方が路線種別と現況に相違がないかを確認できる様式を定めており、交付金の審査事務の適正化に努めております。</p>
<p>都市建設部道路管理課</p> <p>1 現金出納簿・調定兼徴収簿の記載を適正にしていないもの</p> <p>現金出納簿・調定兼徴収簿の記載を適正にしていない事態が多数見受けられた。</p> <p>会計規則第133条において帳簿等記載の原則が定められており、帳簿等の記載については同条各号によらなければならないとされている。</p>	<p>都市建設部道路管理課</p> <p>1 現金出納簿・調定兼徴収簿の記載を適正にしていないもの</p> <p>(1) 現金出納簿・調定兼徴収簿の残欄への記載を誤記しているもの(7件)</p> <p>現金出納簿・調定兼徴収簿への記載誤りについては御指摘後速やかに訂正いたしました。</p> <p>今後は複数人による確認を徹底し、帳簿等の記載を適正に行います。</p>

指摘事項	措置状況
<p>現金出納簿・調停県徴収簿については、同規則に基づき記載を適正に行われたい。</p> <p>(1) 現金出納簿・調定兼徴収簿の残欄への記載を誤記しているもの(7件)</p> <p>(2) 現金出納簿・調定兼徴収簿の摘要欄への記載を誤記しているもの(4件)</p>	<p>(2) 現金出納簿・調定兼徴収簿の摘要欄への記載を誤記しているもの(4件)</p> <p>現金出納簿・調定兼徴収簿への記載誤りについては御指摘後速やかに訂正いたしました。</p> <p>今後は複数人による確認を徹底し、帳簿等の記載を適正に行います。</p>
<p>都市建設部河川水路課</p> <p>1 予定価格の算定根拠を明確にしているもの</p> <p>随意契約による市民等要望処理表に基づく浚渫除草作業等について、予定価格の算定根拠を明確にしている事態が多数見受けられた。</p> <p>契約規則等によれば、予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされており、予定価格調書には計算過程だけでなく計算に用いた数字の根拠、選定理由等についても記載することとされている。</p> <p>本件浚渫除草作業等の予定価格の算定についてみると、抽出した22件全てにおいて、予定価格調書の算定根拠に「予算の範囲内で施行」とのみ記載され、同規則等に定める算定根拠等が記載されておらず、過去の実績や類似業務を参考に現場条件や経験則等によって総額等により算定し、予定価格を決定するなどしていた。</p> <p>随意契約での予定価格は、あらかじめ適正かつ合理的な積算に基づき算定しておくことによって見積価格の当否を判断する基準であることから、予定価格調書では予定価格の算定根拠を明確にしておくべきである。</p> <p>予定価格の算定根拠については、同規則等に基づき明確にされたい。</p>	<p>都市建設部河川水路課</p> <p>1 予定価格の算定根拠を明確にしているもの</p> <p>浚渫除草作業等の予定価格につきましては、令和5年5月1日以降、過去の実績や類似業務を参考にした数量を算出し、その計算過程を表示した内訳書を予定価格調書に添付し、算定根拠を明確にした上で予定価格を決定するよう改善しております。</p>